

小規模多機能型居宅介護 運営規程

社会福祉法人 祥永会

小規模多機能型居宅介護
よみたん ふれあいの里

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥永会が開設する指定小規模多機能型居宅介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護支援専門員、看護職員、介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護事業・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 小規模多機能型居宅介護事業所 よみたん ふれあいの里
- 二 所在地 沖縄県中頭郡読谷村字喜名2272番4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者・・・・・・・・・・ 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 小規模多機能型居宅介護従業者

介護支援専門員・・・・・・・・・・ 2名

看護職員・・・・・・・・・・ 1名

事務員・・・・・・・・・・ 1名

介護職員・・・・・・・・・・ 10名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日

- 二 営業時間 24時間

 通いサービス 9時～16時

 宿泊サービス 16時～9時

 訪問サービス 24時間

(登録定員)

第6条 登録定員29名とする。

- 2 一日に通所介護サービスを提供する定員は18名とする。
- 3 一日に宿泊サービスを提供する定員は9名とする。

(通常の営業地域)

第7条 通常の営業実施地域は、読谷村とする。

(介護の内容)…短期利用居宅介護・介護予防短期利用居宅介護含む

第8条 小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (2) 通い、宿泊、訪問サービスの提供
 - ・日常生活の援助
 - ・健康チェック
 - ・機能訓練
 - ・食事、入浴、排泄、送迎支援
 - ・訪問や電話による安否確認
- (3) 相談・助言等

(介護計画の作成)

第9条 介護支援専門員はサービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という）を個別に作成する。

2 介護計画の作成にあたってはその内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付する。

3 利用者に対し介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、必要に応じて変更行う。

(短期利用居宅介護の提供)

第10条 短期利用居宅介護の利用については、利用者を担当する居宅介護専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

但し、宿泊室に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下に於いて、登録者以外の短期間の短期利用居宅介護を提供する

(利用料)

第11条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護含む）及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

2 次にあげる項目については、別に費用を徴収します。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 宿泊に要する費用
- 三 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は預金口座振替により徴収し、領収書を交付する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医院と連絡をとり、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的に「災害管理規程」に従い災害計画の実施、ガイドラインに従い適切な措置を講じる

2 管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、非常災害時には避難誘導の指揮をとる

3 非常災害に備え定期的に避難、その他の必要な訓練を実施する

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、小規模多機能型居宅介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意する。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 17 条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業所は「個人情報保護規程」に従い、個人情報の利用目的を明確にする。

3 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する

(損害賠償)

第 18 条 介護サービスの提供で、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(感染症対策)

第 19 条 事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延しないように「感染対策マニュアル」に沿って必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等へ連絡を行い、事故が発生した状況及び事故に際してとった処置について記録し、原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

3 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束その他、行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等の説明を行い文書で同意を受けた時に、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

3 前項の身体拘束の内容は、運営推進会議に報告する

(高齢者虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じる

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(地域との連携)

第23条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流を行う。

(運営推進会議)

第24条 事業所は、地域に密着し地域に開かれたものにするために運営推進会議を開催する

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする
- 3 運営推進会議のメンバーは利用者、利用者家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有するものとする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりに設ける

- (1) 採用時研修（新人研修） 3ヶ月
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分証明を携帯し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、小規模多機能型居宅介護計画、その他必要な書類を整備し「文書管理規程」に従い管理、保管する
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。